

## 学校感染症による出席停止証明書

学校名	石川県立野々市明倫高等学校
学年・組・性別・年齢	年 組 男 ・ 女 年齢 歳
氏名	
<p>病 名 _____</p> <p>上記の疾病により、平成 年 月 日より 月 日まで 休養を 要する ・ 要した ことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日 住 所 医療機関名 電 話 番 号 医 師 名 <span style="float: right;">(印)</span></p>	

※この証明書は、感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

### 【学校において特に予防すべき感染症の分類（学校保健安全法施行規則第 18 条より）】

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ <sup>※</sup> （鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかせ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（3 日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など）	感染のおそれがないと医師が認めるまで